

# 土壤汚染対策法の概要

## 目的

土壤汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めること等により、土壤汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護する。

## 制度

### 調査

- ・有害物質使用特定施設の使用の廃止時(第3条)  
(操業を続ける場合は、調査を猶予)
- ・一定規模(3,000m<sup>2</sup>)以上の土地の形質変更の届出の際に、土壤汚染のおそれがあると都道府県知事が認めるとき(第4条)
- ・土壤汚染により健康被害が生ずるおそれがあると都道府県知事が認めるとき(第5条)

自主調査において土壤汚染が判明した場合において土地所有者等が都道府県知事に区域の指定を申請(第14条)

土地所有者等(所有者、管理者又は占有者)が指定調査機関に調査を行わせ、その結果を都道府県知事に報告

## 【土壤の汚染状態が指定基準を超過した場合】

### 区域の指定等

#### ①要措置区域(第6条)

汚染の摂取経路があり、健康被害が生ずるおそれがあるため、汚染の除去等の措置が必要な区域

- 汚染の除去等の措置を都道府県知事が指示(第7条)
- 土地の形質変更の原則禁止(第9条)

#### ②形質変更時要届出区域(第11条)

汚染の摂取経路がなく、健康被害が生ずるおそれがないため、汚染の除去等の措置が不要な区域(摂取経路の遮断が行われた区域を含む)

- 土地の形質変更時に都道府県知事に計画の届出が必要(第12条)

### 汚染の除去が行われた場合には、指定を解除

### 汚染土壤の搬出等に関する規制

- ・①②の区域内の土壤の搬出の規制(事前届出、計画の変更命令、運搬基準に違反した場合の措置命令)
- ・汚染土壤に係る管理票の交付及び保存の義務
- ・汚染土壤の処理業の許可制度

### その他

- ・指定調査機関の信頼性の向上(指定の更新、技術管理者(※)の設置等)
- ・土壤汚染対策基金による助成(汚染原因者が不明・不存在で、費用負担能力が低い場合の汚染の除去等の措置への助成)

(※) 指定調査機関は技術管理者に他の従事者を監督させて調査を実施。技術管理者は国家試験に合格し、一定の実務経験を有する必要があり、資格更新のため更新講習を修了する必要がある。